

地域史料研究会・福岡

# 研究会報

第6号 (通巻 第136号) 2013・11

## 被差別民のネットワーク

—『口達録』の記述から—

中村久子

はじめに

前近代社会において、行刑・警察業務にあたる人びとのなかに多くの被差別民が含まれていたことはよく知られている。近世の佐賀藩鍋島家領内においても同様、警刑吏役と総称される業務の重要な部分を穢多あるいは長吏と呼ばれる被差別民が担当していた。彼らは佐賀藩の牢と刑場を差配し、また藩領域内の警察業務を担って治安維持に貢献した。その捜査能力は高く、多くの事件で成果をあげているが、そこに彼らが築いていた情報網が少なからず作用したことに注目している。佐賀藩で同じく犯罪捜査を行った「目明」「手先」と呼ばれた平民の捜査官な

どとは異なる独自のネットワークを存分に活用して犯人検挙の実をあげている。ここでは幕末佐賀藩の警察機構のひとつとして改編された盗賊改方・抜荷改方役所の記録『口達録』からその活動の一端を紹介し、ネットワークの実態を探ってみたい。

### 佐賀藩の被差別民

佐賀藩で、被差別民として制度的に明確に位置づけられていたのは「穢多」と「非人」である。同じ被差別民とはいえ、穢多と非人は異なる存在とみなされ、身分上の序列も穢多が上位、非人は下位におかれていた。非人は、当時のおおかたの認識では、そもそもは平民であつ

たものが犯罪や貧困、病苦、身体障害等によって社会的に転落して陥った境涯であり、もとの平民に戻る道が、ごく細いながらも用意されていた。しかし、ひとたび非人と決すれば親兄弟・親類の縁は絶たれ、多くは非人小屋に收容されて、穢多の支配下に組み込まれ、その全面的な支配を受けた。佐賀藩の非人は、非人頭の管理のもと、日常的には乞食、時には芸能で糊口をしのいだ。各人が自分の物乞いの受け持ち区域で見知らぬ「浮浪者」を警戒・排除することとはあっても、基本的には警刑吏役への積極的な関与はみられない。その点、江戸の弾左衛門配下の非人や大坂の四カ所非人などとは大きく相違する。穢多は非人とは違い、本来の種姓が異なるものという観念が存在したが、底流に中世以来の「ケガレ」の意識があったことは否定できない。彼らの担った主要な業務——掃除、鬻牛馬処理および皮類製造、警刑吏役等

佐賀藩では穢多と呼ばれた人びとは、もっぱら斃牛馬処理と皮の製造、そして警刑吏役に従事した。農業も行ってはいるが、規模は大きくない。

佐賀藩の穢多身分にはその全体を統括する頭領が存在した。藩政史料などに「籠守」もしくは「籠守頭」という肩書きで登場する小川助左衛門という人物である。実は藩政史料にその姓「小川」が記されたものはない。しかし、かつての居住地に現存する助左衛門家の多くの墓石にはいずれも「小川助左衛門」と刻まれている。

「籠守」とは籠すなわち牢屋の管理運営責任者の意である。肩書きが示すごとく、代々の助左衛門は佐賀藩の中央牢が設置された佐賀城下南東今泉の地に居住し、配下に指令して牢の管理運営を行ったほか、佐賀藩の中央刑場たる嘉瀬刑場を差配した。助左衛門は領内各所でそれぞれの地域の警刑吏役を担う籠守たちを束ねてピラミッド型の

組織を構成し、自身はその頂点に君臨して穢多・非人両身分を全面的に支配した。被差別部落の古老の言葉を借りれば、まさに「部落の殿サン」であった。佐賀藩の警刑吏役は、助左衛門の号令のもと、整然と遂行されていた。ちなみに、佐賀藩の史料から抽出した警刑吏役の具体例は以下のとおりである。

- ・ 市中および在郷の巡回警邏、祭礼・行事等の際の警戒
- ・ 重要施設の警備、また消火活動など緊急出動
- ・ 賭博の取り締まり
- ・ 犯罪者の捜査、捕縛、牢への収監
- ・ 牢の管理運営、収監者の監視・監督
- ・ 刑場の管理運営、処刑の準備・執行・後始末
- ・ 受刑者の護送・引き回し
- ・ 獄門番・晒番
- ・ 拷問の執行
- ・ 刑死体の処理、様(ためし)の処理、刑死体の下げ渡し
- ・ 牢死体の保存処理、遺棄死体

### 等の処理・埋葬

ところで、佐賀藩の史料では籠守頭配下の人びとを「穢多」もしくは「長吏」と、ふたつの呼称を併用している。「かわた」は、近世初期の史料にはあるが、中期以降は「穢多」「長吏」が圧倒的である。同一文章の同一人物に対して両様の使用がみられる例もあり、そこに格別の使い分けはないと推察される。「穢多」は元来差別用語であり、そのように呼ばれた人びと自身も、自らを「長吏」と称していることから、以後は用語としては「長吏」を使用する。

### 『口達録』

近世後期の佐賀藩には警察業務にあずかる部署として「盗賊改方」「抜荷改方」があった。「究役」や「取立方」とともに評定所の支配とされていたが、弘化四年(一八四七)三月、「盗賊改方」

や密貿易に関する事案を主に取り締まる部局で、まずは下役三人が配属された。『口達録』はそこで作成された記録である。縦二六八mm、横一八六mmの堅帳、総計二九八丁におよぶ大部な書冊で、現在は佐賀県立図書館の所蔵となっている。内容としては、実務担当者が上司に提出した文書の綴りといえようが、役所で使用する備品類の調達、出張費の増額願い、配下として使役した手先たちの報酬・報奨費の請求といった経理関係から、もろもろの事件の経過報告、裁可申請のたぐいまで種々の記載がある。时期的には幕末、弘化四年末(一八四七)三月から慶應二年寅(一八六六)九月までのちようど二〇年分、激動の時代を映しだす記録としても重要である。同様の記録は、同じ役所でその後も書き継がれたのであるが、現在はこの一冊が残されているのみである。

なお、『口達録』は筆者が翻刻し、『佐賀部落解放研究所紀要』

の第二三号・二四号・二六号・二七号・二八号の五回にわたって掲載した。

### 手先の活動

『口達録』には「手先」と称される多くの捜査担当者が登場する。彼らは、従前は「目明」と呼ばれていたが、弘化四年の盗賊改方・抜荷改方両役所の改編と時期を同じくして「大目明」「下目明」が廃止され、代わって「手先」という名称で同様の業務を行ったものようである。弘化四年五月の記事によれば「御城下・遠在入テ手向式拾人程」という数字があがっているが、嘉永五年子(一八五二)七月の「口達」をみても「御城下手先之者廿八人」とあり、実際にははるかに多くの員数が配置されていたと思われる。

通報し、捜査を開始したほか、役方の指示を受けて事件現場へ急行し、また領内外の探索・内偵に奔走した。長吏とは違って牢や刑場には関与せず、捜索活動と捕らえた犯罪者の護送に職務は限定されていたが、犯罪者の逃走範囲は広範にわたっており、彼らの出動も佐賀藩領を大きく越えて、天領長崎近辺をはじめ唐津・大村・平戸・島原の各藩領、そして隣国筑後・筑前・豊前にも及んだ。その際は交通費・食費、また出先で生じた交際費・飲食費などの必要経費が請求に応じて支払われた。年末には「呉金」と称する報酬も支払われたが、その総額は弘化四年一月末時点で金三四両。内訳は御城下手先五人に金四両ずつ、諸富と東目の手先に二両二歩ずつ、伊万里・有田・諫早・有喜の手先に二両ずつなどといった配分であった。さらに衣替の費用などという名目で折々いくばくかの合力もなされ、それなりの収入は得られたようである。

### 長吏の参画

手先たちとは別に、長吏もしばしば探索に参画した。長吏は被差別民であり、したがって指し命令系統が手先とは異なり、盗賊改方・抜荷改方の管轄ではないが、必要に応じて上部役所に申請し上層部で協議のうえ、籠守頭を呼び出して探索を命じることもあったようである(弘化四年末八月二日「手覚」)。一方、「郷廻穢多」などがたまたま窃盗犯を捕らえて籠守のもとに連行し、籠守から盗賊改方に引き渡すなどということもあり(安政三年辰「二八五六」二月「口達」、文久元年酉「一八六二」九月「口達」、あるいは鷹米管を使った人物の捜査課程で、その情報を伊万里の手先から聞かされた「牢廻穢多」が、さらに多久の同業二人にそれを知らせたところ、彼らは犯人に心当たりがあるとして、長吏三人で捜索した結果、めでたく捕縛に成功した例(安政二年卯「一

八五五」二月「口達」)など、臨機応変の対応は当然のことであった。そうした功に対し、盗賊改方・抜荷改方として報奨を申請し認可を得てなにかしかな品を授与している。必要経費もむろん支給した。手先と異なるのは、各人に直接ではなく籠守頭を経由しての授与であり、その原資も冥加銀であった点である。当時として、立場も支配も異なる以上、当然の処置ではあつたろう。

### 長吏のネットワーク

嘉永四年亥(一八五二)八月二日、窃盗犯で徒罪に処せられていた六角中郷村の林三郎と諫早湯江村の富次郎が逃亡した。手先に加えて長吏にも出動要請があり、籠守頭が役所に出頭して委細を聞くや、即刻部下に命じて捜索に着手した。彼らはまづ「久留米・柳川穢多とも」に連絡をとり、支援を依頼した。すなわち、林三郎・富次郎の両名は必ずや筑後方面に逃走を凶

るのであるから留意してくれるよう、そして捕縛したならば早速知らせてくれるよう、という内容である。はたして七日後の八月二八日、「久留米穢多甚左衛門其外」から急使があり、林三郎を召し捕ったという。籠守頭は盗賊改方・抜荷改方の役所に届け出、役方は「牢廻穢多」(おそらく籠守頭直属の牢の管理運営を担当する人びとであろう)を久留米へ派遣し、林三郎の受け取りが終了した。一件落着きについては当然謝礼をすべきとして、金一步二朱が冥加銀から支出され、久留米の協力者に渡された。

処より捕方二相成候」と、その手配の宜しきを認めている。「尚又手筋を以役筋江も申入、捕方之義呉々も頼入置候末」とあるように、長吏たちはこの時も肥後の同業者仲間の伝手を最大限活用した。役方は功を賞し「為以後御勸右力三郎・孫兵衛江御保美被仰付被下候道ハ有御座間敷哉」と報奨金の申請を行ってゐる。力三郎に鳥目三貫文、孫兵衛には鳥目五貫文とあるのは、実質的に孫兵衛が長吏たちを仕切っていたからであろう。孫兵衛はすでに享保年間の史料に「片籠守孫兵衛」として登場しており(多久家『御屋形日記』享保一年「一七二六」一二月二六日条)、孫兵衛家は長吏集団における実力者であった。

になったという。大村城下潜伏という情報は空振りに終わったが、二ヵ月にわたる捜査の末、最終的に島原領内で繁蔵を捕らえ、一〇月末には佐賀領内に連行して落着した。この場合は、非人が起こした事件であり、それゆえに長吏が召喚されたという事情もあるが、情報網を駆使した成功例のひとつといえよう。

### 同業者仲間

長吏仲間のネットワークによって業務を完遂した例は、幕末の『口達録』に限らない。近世中期の史料にも、支藩小城領の追放者を多久の長吏が発見し、小城の長吏と連携して逮捕に至った例が記されている(多久家『御屋形日記』享保一三年「一七二八」七月一〇日、一一日条)。

むろん、ネットワークは長吏集団の専売ではない。田中優子氏の『江戸はネットワーク』ではないが、『口達録』をみても、役人も手先もそれぞれのネットワークをもち、相身互い、協力して職務遂行を図っていることがわかる。

「彼方役々江及掛合、委細は手先之者共江申含差越」(文久三年亥「二八六三」七月「口達」とか「彼ノ目明杯より諸富津手先忠兵衛迄内輪相歎候趣」(弘化四年末「二八四七」一〇月「口達」)といった表現は背後の事情をうかがわせる。こうした横のつながりがなければ藩行政の境を超えて頻発する広域犯罪に対応することはできないからである。

とはいえ、長吏集団の連携はより緊密である。藩領内外を問わず、仲間どうしが情報を共有しあい、おのおのの職責を全うすべく支援の輪を広げている。『口達録』の記述において、長吏仲間の協力体制に比べれば、手先のそれは少なからず見劣りする。長吏の情報網についての記述は、はるかに具体的である。やはり長吏仲間には長吏仲間独特の強力な連帯があったと推測される。

同じ身分に属し職責も相似た者どうしが「仲間」と呼びあい、藩領域を越えて交流している例は多く、皮の流通においても、皮職人や皮細工職人の移動においても、そうした事例はつとに報告されている。信仰においても例外ではなく、「長吏仲間」の合言葉のもと、いわゆる「穢寺」といわれた真宗寺院が東本願寺派・西本願寺派の垣根を越え、藩領の境も超えて親しく交際し、通婚にまでおよんでいることは少なくない。北部九州地域においても、むしろであり、その通婚関係は近代にいたっても継続している。背景に差別の影をみることは容易であろうし、被差別者という重い現実がその団結をいっそう深めたのであろうことは想像に難くないが、それが彼らのさまざまな分野における職務遂行に大きく役立ち、それゆえにこそ互いの連携がいっそう強化されたこともまた確認しておきたい。

## 幕末、小倉藩における

### 皮革専売制崩壊過程の一端

竹森 健二郎

慶応三（一八六七）年三月十七日、小倉藩五郡大庄屋中より次のような歎願が藩へ出された。

御歎申上候覚

是迄御郡中牛馬皮売買御取締相成、大坂太鼓屋又兵衛え座方被仰付、同人より冥加金先納いたし、人別手元え落牛馬御座候節は、些細の定直段にて買揚候二付ては、一統大ニ難渋の趣、別て近来牛馬次第二高直相成、小前のもの難題ニ逢候向は買継等も致兼、御作方をも仕得不申様押移歎ケ敷至ニ奉存候、仍何卒御憐愍の上を以右座方御取止メ被下置、以来落牛馬御座候節は、最寄穢多共え取片付さ

せ、皮丈の処人別手元より勝手売御免被仰付候ハ、直段能相捌キ牛馬買継代金足束ニ仕度段精々歎出申候間、前断の通被仰付候ハは於御郡内な年中莫太の徳用と罷成、牛馬代拝借等も相減、自然と上下御為筋罷成可申奉存候、此段宜敷御聞通可被成下候、仍書付を以御歎申上候、以上

卯三月 五郡大庄屋中

歎願の大意は、大坂太鼓屋又兵衛の落ち牛馬皮買い上げ値段が些細なため、新たに牛馬を調えることができ得ない者がおり一統難渋している。牛馬の値段も高値となっており、小前の者

は難渋している。ついでには、太鼓屋の座方を廃止して、落ち死牛馬（概ね死牛馬のこと）の皮を自分等が勝手に売るようにすれば、値段も安定し牛馬の買い継ぎのたしにもなり、郡内の徳となり万事がうまくいく、というものである。実際の作業については、「穢多共え取片付させ」とあるように、落ち牛馬の解体・皮剥や運搬のための下準備などは「えた」のこれまでの役儀としている（「皮丈の処」を売るとあるが、肉・内臓などは「えた」が売ることを想定している）のであろうか。そうだとすれば、藩内に肉食の需要があったことが伺え、これはこれで興味深い。また藩内の牛馬皮の仕組みが述べられているので、それをみてみよう。

座方の太鼓屋は、牛馬皮先納金を藩に納入する。落ち牛馬が出た際には、持ち主の百姓から「えた」が牛馬を買い取り、その金をして百姓は次の牛馬を買い入れる。したがって、落ち牛

馬の買い取り値段の高低が、百姓にとつてはある意味重要な問題ともなつてくる。文政年間に、買い上げ値段が下値として、企救郡長野村百姓が北方村にある皮問屋山本屋手代宅を打ち崩したのも、それが原因であつた。「中村平左衛門日記」文政十二(「二八二九」年九月十一日条)。

多くの藩では落ち牛馬が出た直後からその牛馬の権利は「えた」に委譲されるが、小倉藩ではこのように「えた」が買い取ることが特徴といえる。

その後、慶応四年四月には落ち牛馬皮仕組の変更が伝えられた。

四月廿四日 牧野弥次左衛門

御領中落牛馬皮、是迄大坂太鼓屋又兵衛手元え売渡候得共、近

来牛馬皮直段格外高直ニ相成、

就ては皮の直段も夫ニ准し引立候間、右皮代牛馬買入の足束

ニ為致度処より、為試大坂表え積登せ、着坂の上、京大坂の者

共へ入札為致、直段高直の処え

落札申付候筈、尤代金の義は、下着次第運賃諸雑費差引致し、残金の分平均定直段ヲ立、明細ニ為割渡可申候、此旨御郡中村々人別、并穢多共へ無漏落早々可被申触候、以上

この仕組の変更は、太鼓屋の座方を通さずに、直接京・大坂へ積み登せ入札によって買い主を定め、売り上げ代金は諸経費を差し引いた後、もとの牛馬の持ち主へ渡すこととしている。

藩は、このため郡内に「牛馬皮世話方の者」の人選をおこなうようにと指示し、上毛郡では矢方村庄屋一木英次郎が選ばれた。

五月にはいり、一木は落ち牛馬の処理について、次のように申し入れた。

左の通一木英次郎より申出候ニ付、村々え申触ル

一落牛馬御座候節は、其度ニ持ち主名前牛馬大小毛色等委敷相認、大庄屋本へ申出、大

庄屋より十日ノ世話役の所へ申遣候得は、一ヶ月帳面ニ仕立、商法方御役所え差出候事

一皮并小道具芝持穢多え困方為致置、諸方の相場聞合、大體直段頃と見通し候得は、郡々世話役立会の上売払、代金其儘持主え割渡候間、是迄穢多より受取候定法の牛馬代受取不申様、庄屋より申聞度事

落ち牛馬が出た際には、その持ち主をはじめ牛馬の特徴を書き記し大庄屋へ申し出る。大庄屋は十日毎に集約し世話役に申し出る。また、皮や小道具(筋・爪など)は一旦「えた」預けとし、

時の相場を聞き合わせ売り払い、その代金はそのまま牛馬持ち主へ渡すとされ、従来の「えた」より渡つてきた牛馬代は受け取らないようにと指示されている。

また、一木の采配で、牛馬の大ききさ、持ち主、毛色、角の大ききさ、爪の色などの記録が義務づ

けられるようになった。慶応四年七月には、太鼓屋の落ち牛馬皮領内一手買いが藩と破談となり、太鼓屋より渡つていた領内の先納金千両は太鼓屋へ返却する事が指示された。

五郡御筋奉行御宛

急キ

牧野弥次左衛門

御郡中落牛馬皮、是迄大坂役人村太鼓屋又兵衛一手買の処、此度破談為致、以後入札申付候筈、然ル処、又兵衛一手買年限中先納金千両、同人え差返候約定ニ付、去ル亥歳郡々え相渡置候先納金、郡方役所へ向、手板添ニて急速差出候様、宜被取計候、以上

七月九日

この指示をうけ、七月二十九日、上毛郡では先納金八十両を郡方役所へ返納した。

以上のように、小倉藩における太鼓屋の落ち牛馬皮領内一手買い取りは、郡内大庄屋中の意

向によって解体していった。

それに伴って、落ち牛馬皮の  
売買は「えた」の手元から百姓  
へと移行することとなり、落ち  
牛馬皮代金は「えた」を通さず  
直接牛馬持ち主へと渡されるこ  
とになった。このことは「えた」  
にとつては、牛馬皮流通過程か  
らの除外となり、ひいては現金  
収入の低下をまねいたことが予  
想される。

また落ち牛馬皮の管理は、庄  
屋が務めることになり、「えた」  
は庄屋の元で従来同様落ち牛馬  
の解体処理などの作業をおこな  
うだけの存在となり、平民の差  
別感はそのまま残ってしまった。  
つまるところ、近世を通じて「え  
た」身分の専業であった牛馬皮  
の流通・販売といった皮革専売  
体制が崩壊する過程でもあった。

※ 引用資料は『友枝手永大庄屋日  
記』第十集(豊前庶民史研究会編、  
二〇〇九年三月)に拠った。

### 【懇話会報告】

#### 第八回懇話会

二〇一三年三月二日一四時か  
ら、福岡市中央区天神一丁目 エ  
ルガーラオフィス六階の久留米  
大学福岡サテライトで、一四名  
が参加して第八回の懇話会を開  
催しました。

永江 眞夫 氏

戦後復興期における

福岡市内所在 零細炭坑の検討

— 三戸 鉦業 福豊炭坑 —

田島 炭坑の事例 —

山田 秀 氏

福岡県戦後史史料の

データベース化について

#### 第九回懇話会

二〇一三年五月四日一三時三  
〇分から、久留米大学福岡サテ  
ライトで、一八名が参加して第  
九回の懇話会を開催しました。

秀村 選三 氏

近世博多の金屋(鋳物師)

磯野五兵衛の年代記

— 金屋仲間と番子をめぐって —



第9回懇話会 (2013年5月4日)

\*なお、報告終了後に、二〇一三年度会員総  
会を開催しました。総会については次ページ  
に掲載しました。

#### 第一〇回懇話会

二〇一三年七月二七日一三時  
三〇分から、久留米大学福岡サ  
テライトで、一名が参加して  
第一〇回の懇話会を開催しまし  
た。

新鞍 拓生 氏

筑豊鋳業主麻生太吉の

福岡市との係わりについて

— 明治末・大正期における地  
方資産家の新たな地域での活  
動実態に関する事例研究 —

#### 史料の情報を

先日、某町史の町史編さん過程  
で、旧家の蔵から数百点の新しい  
史料が見つかりました。以前より  
文書を所蔵しておられるのではと  
思われていましたが、編纂委員の  
方のご努力で陽の目をみたようで  
す。

史料は、軌道会社の創立時と整  
理時の記録や営業報告書、土地関  
係さらに日記などが残されており、  
その地域の新しい研究進展が期待  
されます。

この他にも別の史料の情報も寄  
せられているようです。

本研究会は地域史料研究会と銘  
打っていますが、近年の経済状況  
などで新たな史料の発掘は限界か  
など思っております。しかし、  
まだまだ史料の調査・研究を続け  
ていかなければならないと痛感し  
ました。

是非とも史料に関する情報をお  
寄せ下さい。可能な限り、調査・  
整理にご協力したいと思っていま  
す。

## 【研究会からのお知らせ】

### 二〇一三年度会員総会

二〇一三年五月四日、第九回懇話会に引き続き、二〇一三年度の会員総会を開催しました。主な内容は以下のとおりです。

- ① 事務局から議案第一号〜第四号、昨年度の事業報告・収支決算および新年度の活動計画・収支予算案等が説明され、いずれも異議なく承認されました。

- ② 今年度の活動計画に関連して事務局から、今年度の今後の懇話会は、七月二十七日、一月二三日および来年二月一日を予定している旨報告されました。

なお、総会議案書(PDF)は研究会のウェブサイトに掲載しています。

(<http://www.chikishi.com>)

### 懇話会報告者を募集します

研究会では不定期に懇話会を開催していますが、会員の皆様

からの報告を募集しています。会員からのご推薦があれば、会員以外の方にもご報告をいただいています。毎回一名ないし二名を予定しています。報告をご希望の方や報告者を推薦していただける方は事務局へお申し出ください。

報告資料等の準備は、原則として報告者ご自身にお願いしますが、支援が必要な場合はご遠慮なく事務局にご相談ください。

([jimukyoku@chikishi.com](mailto:jimukyoku@chikishi.com))

### 当会誌へのご投稿について

研究会が発行しているこの会誌の原稿を募集しています。当会誌は不定期で発行していますが、できるだけ定期的に発行できるように、多くの会員の皆様のご投稿をお待ちしています。

会則に定める研究会の目的に沿ったものであれば原則として内容・形式を問いませんが、編集委員会から若干の修正をお願い

いる場合もありますので、ご承知おきください。

刊行はPDFファイルによるウェブ上での公開ですが、ダウンロードして印刷することが可能です。また、懇話会など研究会の会合でも配布しています。印刷したものが必要な場合は事務局へご連絡ください。

原稿は、できる限りワープロのファイルやテキストファイルなどの電子データでの提出をお願いしています。本格的な印刷作業ではないため、使用文字に制約がでる場合があります。図版・写真等の掲載も可能です。提出していただく原稿は横書きでも結構です。編集委員会が会誌の掲載形式に調整させていただきます。

字数は特に制限していませんが、八千字以上になる場合にはあらかじめご相談ください。投稿ご希望の方は編集委員会へご連絡ください。

([henshu@chikishi.com](mailto:henshu@chikishi.com))

## 編集後記

『研究会報』第六号をお届けします。またも前号の発行から半年以上が過ぎてしまいました。事務局の不手際のため、執筆者の方にはずいぶんお待たせしたり、また校正を急がせたりと、大変ご迷惑をおかけしてしまいました。ご寛恕の程をお願いいたします。本号は、たまたま部落史関係の論考を二本掲載することになりましたが、この『研究会報』は研究会の重要な活動のひとつとして、いろいろな企画で発行していけるようになれば、とも考えています。会員の皆様のご投稿をお待ちしています。

### 研究会報 第六号

(県史だより 通巻第一二六号)

平成二五年一月二二日発行

編集・発行

地域史料研究会・福岡

[jimukyoku@chikishi.com](mailto:jimukyoku@chikishi.com)

<http://www.chikishi.com>